

別紙 1

仕 様 書

1 適用

この仕様書は、下関市（以下「甲」という。）が維持管理する導水管、送水管、配水管、給水管（下関市水道事業給水条例施行規程（平成17年水道局規程第36号）第33条第1項に規定する市において修繕費用を負担することができる範囲に限る。）、工業用水道事業の配水管、飲用水供給施設の配水管及び給水管（下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例（平成17年条例第27号）第17条第4項に規定する市において修繕費用を負担することができる範囲に限る。）（以下「配水管等」という。）並びにこれらの属具の修繕契約について適用する。

2 実施場所

修繕を施行する範囲は、下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第303号）第4条第1項に定める下関市水道事業の給水区域（以下「給水区域」という。）のうち菊川町地区、豊田町地区、豊浦町地区及び豊北町地区（以下「総合支所管内」という。）とする。ただし、災害等の緊急時には給水区域のうち本庁地区、彦島地区、長府地区、王司地区、清末地区、小月地区、王喜地区、川中地区、安岡地区、吉見地区、勝山地区、吉田地区及び内日地区（以下「旧下関市管内」という。）並びに下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例（平成17年2月13日条例第27号）第1条に定める位置（下関市大字吉母字御崎及び奥御崎）についても施行することができるものとする。

3 修繕の対象

修繕の対象は、次のとおりとする。

- (1) 配水管等及びこれらの属具の修繕並びに漏水修繕
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の5第1項第1号の公共の消防のための消火栓に要する経費（消火栓取替、消火栓高低変更、消火栓室据替及び消火栓室高低変更）に関する修繕
- (3) 仕切弁、空気弁、排水栓、止水栓等の修繕、取替及び枠高調整

(4) 道路工事等調整上必要な配水管等の修繕

(5) 濁水、出水不良に伴う調査及び漏水調査

4 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 修繕の方法

受注者（以下「乙」という。）は、甲から依頼のあった修繕について、「水道工事標準仕様書（(公社)日本水道協会）」、「水道管布設工事共通仕様書（下関市上下水道局）」、「下関市上下水道局給水装置設計施工要綱」、別紙2「特記仕様書」、水道法その他関係法令等を遵守し施行すること。

修繕にあたっては、使用する管材料の製造業者及び製造業者が加盟する協会等が定める施工要領等を遵守し施行すること。

6 技術者

乙は、修繕の内容に応じて適切に修繕を施行することができる技術能力を有する者を、修繕の現場に配置しなければならない。

7 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上